

5つの基本戦略の下での目標素案と想定される指標の切り口（第1部第3章第2節）

- ・次期生物多様性国家戦略研究会報告書やポスト 2020 生物多様性枠組（ポスト枠組）の議論、第 2 部の行動計画等を踏まえ、2050 年ビジョン、2030 年ミッションの下で掲げられた基本戦略ごとに、目指すべき状態を示す「状態目標」と、状態目標を達成するために実施すべき「行動目標」を設定する。
- ・各目標においては、ポスト枠組を踏まえつつ、可能なものについては数値目標を掲げる。国内における数値目標の設定の実現可能性や妥当性等は、今後目標ごとに個別に検討する（現時点のポスト枠組案¹において数値目標が掲げられているものに対して暫定的に「〇%」等の記載をしているが、今後のポスト枠組の議論を踏まえて数値目標を設定する対象は変更の可能性がある）。
- ・各目標の下で、具体的な指標を設定する。指標は、第 2 部の具体的施策との関係性を踏まえ、必要に応じて代表的な指標と関連指標に分けることを検討する。
- ・指標によっては現時点で開発されていないもの、利用可能なデータはあるが分析方法が確立されていないもの等が含まれる可能性がある。そのような場合は、次期生物多様性国家戦略期間中に開発や分析方法の検討を進めることとする。
- ・下表では、状態目標・行動目標の素案及びそれらに関する指標の切り口を記載するとともに、対応するポスト枠組案（1 次ドラフト）の目標案及びヘッドライン指標案²を整理した。

●基本戦略 1 生態系の健全性の回復

状態目標及び指標の切り口	対応するポスト枠組案	行動目標及び指標の切り口	対応するポスト枠組案
①生態系の規模・質が少なくとも〇%増加し健全性が回復している 【想定される指標の切り口】 ・代表的な生態系の規模・質 ・生態系の連続性 ・生物多様性の損失要因（汚染、侵略的外来種、気候変動）とそれらによる影響の状況等	Ai 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも 5%増加 【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 A.0.1 選定された自然生態系及び改変された生態系の面積	①陸域及び海域の 30%を保護地域及び OECM により保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する 【想定される指標の切り口】 ・保護地域及び OECM の設定状況 ・保護地域及び OECM の管理の状況、自然環境の状況 等	T3 陸域/海域の重要地域を中心に 30%保全 【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 3.0.1 保護地域及び OECM のカバー率
		②土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の〇%の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する 【想定される指標の切り口】 ・土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減する取組の実施状況 ・自然再生の状況 ・生態系ネットワークに関する取組の実施状況 等	T2 劣化した生態系の 20%を再生・復元 【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 2.0.1 劣化した又は転換された生態系の内、再生が行われている生態系の割合
		③汚染（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理と環境容量を考慮した適正な水準とする）、侵略的外来種（侵入率及び定着率〇%の削減(P)）、気候変動による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減することに資する施策を実施する 【想定される指標の切り口】 ・生物多様性の損失要因（汚染、侵略的外来種、気候変動）に関する評価や対策の実施状況 等	T5 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に 【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 5.0.1 合法かつ持続可能な方法で収穫されている野生生物の割合 5.0.2 生物学的に持続可能な水準に収まっている漁業資源の割合 T6 外来生物の新規侵入及び定着を 50%減 【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 6.0.1 侵略的外来種の拡大速度

¹ ポスト 2020 生物多様性枠組 1 次ドラフト (<https://www.cbd.int/doc/c/914a/eca3/24ad42235033f031badf61b1/wg2020-03-03-en.pdf>)

² ポスト 2020 生物多様性枠組 1 次ドラフトヘッドライン指標案 (<https://www.cbd.int/doc/c/d716/da69/5e81c8e0faca1db1dd145a59/wg2020-03-03-add1-en.pdf>)

			<p>T7 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農薬の放出を 2/3 削減し、プラスチックごみの流出を根絶</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>7.0.1 沿岸の富栄養化の可能性の指数</p> <p>7.0.2 プラスチックごみの密度</p> <p>7.0.3 耕作地における農薬の使用</p> <p>T8 年 100 億トン CO2 相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>8.0.1 土地利用と土地利用変化に起因する国別温室効果ガスインベントリ</p>
<p>②種レベルでの脆弱性が 0%低減している</p> <p>【想定される指標の切り口】</p> <p>・絶滅危惧種の状況 等</p>	<p>Aii 絶滅リスクを 10%減少</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>A.0.2 種の生息地指数</p> <p>A.0.3 レッドリスト指数</p>	<p>④希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、生息・生育状況を改善するための取組を進める(P)</p> <p>【想定される指標の切り口】</p> <p>・希少野生動植物の法令に基づく保護の実施状況</p> <p>・希少野生動植物の生息・生育状況を改善する取組の実施状況 等</p>	<p>T5 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>5.0.1 合法かつ持続可能な方法で収穫されている野生生物の割合</p> <p>5.0.2 生物学的に持続可能な水準に収まっている漁業資源の割合</p>
<p>③少なくとも0%の遺伝的多様性が維持されている</p> <p>【想定される指標の切り口】</p> <p>・遺伝的多様性に係る生物種の状況や取組状況 等</p>	<p>Aiii 少なくとも 90 パーセントの遺伝的多様性が維持されている種の割合が増加</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>A.0.4 種内で遺伝的に有効な個体数が 500 を超える個体群の割合</p>	<p>⑤遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する (P)</p> <p>【想定される指標の切り口】</p> <p>・遺伝的多様性の評価に基づき実施されている施策や遺伝的多様性を考慮した施策の状況</p> <p>・カルタヘナ法の適切な運用を通じた遺伝子組み換え生物による生態系影響対策に関する施策の状況 等</p>	<p>T4 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>4.0.1 人と野生生物との軋轢によって影響を受ける種の個体数の割合</p> <p>4.0.2 中期又は長期の保存施設に保存されている食料と農業のための植物の遺伝資源の数</p> <p>T17 バイオテクノロジーによる潜在的な悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>17.0.1 人の健康も考慮しつつ、バイオテクノロジーが生物多様性を与える潜在的な悪影響を防止、管理、およびコントロールするために講じられている措置の指標</p>

●基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決

状態目標及び指標の切り口	対応するポスト枠組案	行動目標及び指標の切り口	対応するポスト枠組案
<p>①生態系サービスを現状以上に国民が享受し、地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮している</p> <p>【想定される指標の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系サービスの動向 ・地域自然資源に関連する地域の文化、活力に係る状況 ・生態系サービスを活かした社会課題解決の取組の状況等 	<p>Bii SDGsにも貢献しながら、NCPの長期の持続可能性が確保されること</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>B.0.1 生態系サービスについての国の環境・経済勘定</p>	<p>①生態系が有する機能を可視化し、活用する</p> <p>【想定される指標の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NbSに関連した生態系機能の可視化に関する取組の状況 等 	<p>Bi 意思決定において自然及びNCPが十分考慮されること</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>B.0.1 生態系サービスについての国の環境・経済勘定</p> <p>T11 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>11.0.1 生態系による大気質、水の質及び量の調整、及び災害と異常現象からのすべての人々の保護についての国の環境・経済勘定</p>
		<p>②森里川海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する</p> <p>【想定される指標の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然を活かした地域づくりの取組状況 ・伝統文化の維持に係る状況 等 	<p>T10 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性等を向上</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>10.0.1 生産性が高く、持続可能な農業の下にある農地の割合</p> <p>10.0.2 持続可能な森林管理に向けた進展</p> <p>T12 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>12.0.1 市街地の中で公共に解放されている緑地や親水地の平均占有率</p>
<p>②気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている</p> <p>【想定される指標の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NbSによる気候変動対策の状況 ・気候変動対策とのトレードオフの状況 等 	<p>T8 年 100 億トン CO2 相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>8.0.1 土地利用と土地利用変化に起因する国別温室効果ガスインベントリ</p>	<p>③劣化した生態系の〇%の再生を含め、気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める。</p> <p>【想定される指標の切り口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然再生の状況 ・自然を活用した気候変動対策に係る取組の実施状況 等 	<p>T2 劣化した生態系の 20%を再生・復元</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>2.0.1 劣化した又は転換された生態系の内、再生が行われている生態系の割合</p> <p>T8 年 100 億トン CO2 相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>8.0.1 土地利用と土地利用変化に起因する国別温室効果ガスインベントリ</p>

		<p>④再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する</p> <p>【想定される指標の切り口】</p> <p>・再生可能エネルギー導入における配慮の実施状況、ツールの提供状況等</p>	<p>T8 年 100 億トン CO2 相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>8.0.1 土地利用と土地利用変化に起因する国別温室効果ガスインベントリ</p>
<p>③野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している</p> <p>【想定される指標の切り口】</p> <p>・野生鳥獣による農林水産業や生活環境に係る被害の状況等</p>	<p>T4 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>4.0.1 人と野生生物との軋轢によって影響を受ける種の個体数の割合</p> <p>4.0.2 中期又は長期の保存施設に保存されている食料と農業のための植物の遺伝資源の数</p>	<p>⑤野生鳥獣の軋轢緩和に向けた取組を強化する (P)</p> <p>【想定される指標の切り口】</p> <p>・鳥獣保護管理や野生鳥獣に関する感染症に係る施策の実施状況等</p>	<p>T4 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>4.0.1 人と野生生物との軋轢によって影響を受ける種の個体数の割合</p> <p>4.0.2 中期又は長期の保存施設に保存されている食料と農業のための植物の遺伝資源の数</p> <p>T9 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】</p> <p>9.0.1 野生種の利用から生じる便益についての国の環境・経済勘定</p>

●基本戦略3 生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済（ネイチャーポジティブのドライバーとしての経済（ネイチャーポジティブ経済））

状態目標及び指標の切り口	対応するポスト枠組案	行動目標及び指標の切り口	対応するポスト枠組案
<p>①生物多様性の保全に資する ESG 投融資を推進し、生物多様性に資する施策に対して適切に資源が配分されている</p> <p>【想定される指標の切り口】 ・生物多様性に係る ESG 投融資の状況 等</p>	<p>Di 生物多様性に必要な毎年 7,000 億ドルの資金不足（ギャップ）を縮める</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 D.0.1 GBF 実施のための資金の調達 D.0.2 国の生物多様性に関する計画策定プロセスと実施手段に関する指標</p>	<p>①事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、企業による生物多様性への影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すことで、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する</p> <p>【想定される指標の切り口】 ・生物多様性に係る ESG 投融資を促進するため施策の実施状況 ・投融資の観点から生物多様性を保全・回復させる活動の促進状況 等</p>	<p>T15 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 15.0.1 生物多様性に対するビジネスの依存状況及び影響</p>
<p>②生物多様性保全に貢献する技術・サービスが普及するとともに、国内企業の事業活動を通じて生物多様性への負の影響が減少し、正の影響が増加することにより、日本全体の負の影響が〇%低減している</p> <p>【想定される指標の切り口】 ・生物多様性保全に貢献する技術・サービスの普及状況 ・経営における生物多様性の内部化に係る状況 ・事業活動による負の影響の状況 等</p>	<p>T15 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 15.0.1 生物多様性に対するビジネスの依存状況及び影響</p> <p>C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 C.0.1 伝統的知識を含む ABS 合意の結果としての遺伝資源の利用から受領した金銭的利益 C.0.2 ABS 合意から生じた研究・開発製品の数</p>	<p>②事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める</p> <p>【想定される指標の切り口】 ・生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援の実施状況 等</p>	<p>T15 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 15.0.1 生物多様性に対するビジネスの依存状況及び影響</p>
<p>③持続可能な農林水産業が拡大している</p> <p>【想定される指標の切り口】 ・生物多様性に配慮した農林水産業（有機・環境保全型の農業の取組状況等）の状況 等</p>	<p>T1 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性等を向上</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 1.0.1 生物多様性を統合している空間計画でカバーされている陸域と海域の割合</p>	<p>③遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する</p> <p>【想定される指標の切り口】 ・ABS に係る理解の状況、取り組みの実施状況 等</p>	<p>T13 ABS を促進・確保するための措置の実施</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 13.0.1 利益の公正かつ衡平な配分を確保するための法的、行政的または政策的な運用中の枠組みの指標</p>
<p>④持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる</p> <p>【想定される指標の切り口】 ・環境保全型の農林水産業に係る支援、促進施策の実施状況 等</p>	<p>T19 全ての財源からの資源（資金）動員を年 2,000 億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年 100 億ドル増やす</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 19.0.1 生物多様性のための政府開発援助 19.0.2 生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する公共支出及び民間支出</p>	<p>④持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる</p> <p>【想定される指標の切り口】 ・環境保全型の農林水産業に係る支援、促進施策の実施状況 等</p>	<p>T19 全ての財源からの資源（資金）動員を年 2,000 億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年 100 億ドル増やす</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 19.0.1 生物多様性のための政府開発援助 19.0.2 生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する公共支出及び民間支出</p>

●基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人ひとりの行動変容）

状態目標及び指標の切り口	対応するポスト枠組案	行動目標及び指標の切り口	対応するポスト枠組案
①教育や普及啓発を通じて、生物多様性を重要視する価値観が形成されている 【想定される指標の切り口】 ・自然や生物多様性に係る国民の認識の状況 ・生物多様性に係る教育の状況 等	Bi 意思決定において自然及びNCPが十分考慮されること 【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 B.0.1 生態系サービスについての国の環境・経済勘定	①学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する 【想定される指標の切り口】 ・環境教育に関する指導者の育成状況 等	T20 啓発、教育、研究により、関連知識が生物多様性管理の意思決定の指針となる 【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 20.0.1 伝統的知識を含む、管理のための生物多様性に関する情報とモニタリングに関する指標
		②日常的に自然にふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得及び人としての豊かな成長を図る 【想定される指標の切り口】 ・自然にふれあう機会の提供に係る状況 ・国民の自然とのふれあいに関する状況 等	T12 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加 【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 12.0.1 市街地の中で公共に解放されている緑地や親水地の平均占有率
		③ナッジ等の行動科学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す 【想定される指標の切り口】 ・ナッジ等を通じた行動変容の働きかけの状況 等	T20 啓発、教育、研究により、関連知識が生物多様性管理の意思決定の指針となる 【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 20.0.1 伝統的知識を含む、管理のための生物多様性に関する情報とモニタリングに関する指標
②消費行動において、生物多様性への配慮が行われている 【想定される指標の切り口】 ・生物多様性に配慮した商品の提供や選択に係る状況 等	Bi 意思決定において自然及びNCPが十分考慮されること 【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 B.0.1 生態系サービスについての国の環境・経済勘定 T16 廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる 【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 16.0.1 食品廃棄指数 16.0.2 人口1人あたりのマテリアルフットプリント	④食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄量を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択肢を増加させ、インセンティブを提示する 【想定される指標の切り口】 ・食品ロスに係る状況 ・生物多様性に配慮した選択肢の状況 等	T16 廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる 【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 16.0.1 食品廃棄指数 16.0.2 人口1人あたりのマテリアルフットプリント
③自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている 【想定される指標の切り口】 ・環境保全活動に係る体験の状況 等	Bii SDGsにも貢献しながら、NCPの長期の持続可能性が確保されること 【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 B.0.1 生態系サービスについての国の環境・経済勘定	⑤伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する 【想定される指標の切り口】 ・自然環境を保全・再生する活動に係る支援の実施状況 等	T12 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加 【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 12.0.1 市街地の中で公共に解放されている緑地や親水地の平均占有率 T20 啓発、教育、研究により、関連知識が生物多様性管理の意思決定の指針となる

			<p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 20.0.1 伝統的知識を含む、管理のための生物多様性に関する情報とモニタリングに関する指標</p>
--	--	--	--

●基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

状態目標及び指標の切り口	対応するポスト枠組案	行動目標及び指標の切り口	対応するポスト枠組案
<p>①生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用され、とともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている</p> <p>【想定される指標の切り口】 ・情報基盤の整備・活用に係る状況 ・多様な空間スケールでの主体の連携・計画の策定に係る状況 等</p>	<p>Bi 意思決定において自然及び NCP が十分考慮されること</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 B.0.1 生態系サービスについての国の環境・経済勘定</p>	<p>①生物多様性や社会経済を含む関連分野における学術研究の推進、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施するとともに、それらの成果を活用し生物多様性及び生態系サービスの評価の取組を進め、国家勘定への統合に向けた調査研究を進める</p> <p>【想定される指標の切り口】 ・学術研究の推進や基礎的な調査・モニタリングの実施状況 ・生物多様性・生態系サービスの評価に係る取組の実施状況 等</p>	<p>T14 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 14.0.1 生物多様性の価値を主流化するために、どの程度の国別目標が採択されているか 14.0.2 環境経済勘定（SEEA）の実施として定義される、国の勘定及び報告への生物多様性の統合</p> <p>T20 啓発、教育、研究により、関連知識が生物多様性管理の意思決定の指針となる</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 20.0.1 伝統的知識を含む、管理のための生物多様性に関する情報とモニタリングに関する指標</p>
	<p>Dii 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段を利用可能にする</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 D.0.1 GBF 実施のための資金の調達 D.0.2 国の生物多様性に関する計画策定プロセスと実施手段に関する指標</p>	<p>②効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、生物多様性保全や取組の評価に活用可能なデータやツールを提供するとともに、データ公開に係る人材育成や情報リテラシーの向上を図る</p> <p>【想定される指標の切り口】 ・生物多様性の保全や評価に係るデータやツールの提供、人材育成の状況 ・調査等における市民の参画状況 等</p>	<p>T20 啓発、教育、研究により、関連知識が生物多様性管理の意思決定の指針となる</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 20.0.1 伝統的知識を含む、管理のための生物多様性に関する情報とモニタリングに関する指標</p> <p>T21 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 21.0.2 先住民及び地域社会（IPLCs）の伝統的な領地における土地保有権 21.0.1 IPLCs、女性・女兒、青年が生物多様性に関係する意思決定への参加の度合</p>
	<p>T1 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 1.0.1 生物多様性を統合している空間計画でカバーされている陸域と海域の割合</p>	<p>③生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画のもとで統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する</p> <p>【想定される指標の切り口】 ・生物多様性地域戦略等、生物多様性を考慮した空間計画の作成支援の状況 等</p>	<p>T1 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 1.0.1 生物多様性を統合している空間計画でカバーされている陸域と海域の割合</p>

<p>②国内における生物多様性国家戦略に係る資金ギャップ、国際的な途上国の資金ギャップに対処され、生物多様性保全のための資金が確保されている</p> <p>【想定される指標の切り口】 ・国際及び国内における資源動員及び改廃された有害補助金等の状況 等</p>	<p>Di 生物多様性に必要な毎年 7,000 億ドルの資金不足（ギャップ）を縮める, Dii 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段を利用可能にする Diii 2030 年までに、その後の 10 年間の資金及び手段を約束する</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 D.0.1 GBF 実施のための資金の調達 D.0.2 国の生物多様性に関する計画策定プロセスと実施手段に関する指標</p>	<p>④生物多様性への国際及び国内での資源動員を強化する</p> <p>【想定される指標の切り口】 ・資源動員や有害補助金の改廃等に係る施策の実施状況 等</p>	<p>T18 生物多様性にとって有害な奨励措置の改廃を行うことで、最も有害な補助金の全てを含め、少なくとも年 5,000 億ドル減額する</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 18.0.1 生物多様性にとって有害な補助金やその他の奨励措置で、転用、目的の変更、又は撤廃されたものの金額</p> <p>T19 全ての財源からの資源（資金）動員を年 2,000 億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年 100 億ドル増やす</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 19.0.1 生物多様性のための政府開発援助 19.0.2 生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する公共支出及び民間支出</p>
<p>③我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている</p> <p>【想定される指標の切り口】 ・我が国による支援を受けた国における生物多様性保全の実施状況 等</p>	<p>Di 生物多様性に必要な毎年 7,000 億ドルの資金不足（ギャップ）を縮める Dii 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段を利用可能にする Diii 2030 年までに、その後の 10 年間の資金及び手段を約束する</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 D.0.1 GBF 実施のための資金の調達 D.0.2 国の生物多様性に関する計画策定プロセスと実施手段に関する指標</p>	<p>⑤我が国の知見を活かした国際協力を進める（P）</p> <p>【想定される指標の切り口】 ・生物多様性保全に係る我が国による国際協力（支援）の実施状況 等</p>	<p>T19 全ての財源からの資源（資金）動員を年 2,000 億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年 100 億ドル増やす</p> <p>【ポスト枠組ヘッドライン指標案】 19.0.1 生物多様性のための政府開発援助 19.0.2 生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する公共支出及び民間支出</p>